

中央社会保険医療協議会意見陳述資料

消費税再引上げにかかる 薬価基準上の対応に関する意見

平成28年5月18日

日本製薬団体連合会
米国研究製薬工業協会
欧州製薬団体連合会

皆保険制度における薬価改定について

- 我が国の国民皆保険制度において薬価と診療報酬は密接に関連しており、それぞれの改定に際して、薬価については販売サイド・購入サイド双方を対象に「薬価本調査」が実施され、診療報酬については「医療経済実態調査」が実施されている。
- かかる中で、薬価のみを市場の実勢に基づいて改定すれば、診療報酬体系とのバランスが損われる怖れがある。
- 毎年改定を含めた薬価改定頻度の引上げは、製薬産業のイノベーション創出に向けた体力を削ぐことにつながる等の様々な問題点や、昭和62年の中医協建議(2年に1回程度の改定実施)に至った経緯等も踏まえると、著しく妥当性を欠くものであり、実施すべきではないと確信する。

消費税再引上げに伴う価格調査について

- **消費税再引上げに際し、薬価調査を実施し、その結果に基づき薬価を改定することは、平成28年度改定及び平成30年度に予定されている通常改定と合わせて、3年連続で市場実勢価格に基づく改定を実施することに他ならず、前述の昭和62年中医協建議記載の趣旨に明らかに反するため、容認できない。**
 - **もし仮に何らかの価格調査が実施される場合、その調査は、消費増税分を適切に転嫁するために、保険医療機関が購入する財及びサービスのうち、医薬品について購入価水準の動向を確認する特例的なものと位置付けるのが妥当**
 - **併せて、関係者の負担も考慮した必要最小限の調査とすることが不可欠**
- **なお、消費税再引上げが見送られた場合には、来年度に向けた価格調査・改定の実施事由は、完全に消失すると認識している。**

消費税再引上げに伴う薬価改定について

- 平成29年4月に消費税率10%への引上げが行われる場合、それに伴う薬価改定は、消費税引上げ分の薬価への適切な転嫁を目的とする臨時異例の改定であり、2年に1回の改定実施を定めた昭和62年の中医協建議の趣旨を変更するものではないと認識している。
- もし仮に、前ページで述べたような購入価水準の動向を確認するための特例的な価格調査が行われ、その結果に基づいて改定が実施される場合、消費税引上げ対応とともにイノベーション評価及び安定供給確保のための措置を行う以外は、実施されるべきではないと確信する。